

## 第7期 第9回川口市自治基本条例運用推進委員会

### 次 第

日 時 : 平成30年7月30日(月)午後6時30分から

場 所 : 中央ふれあい館 特別会議室

- 1 開 会
- 2 報告事項
  - ・川口市市民投票条例について
  - ・これまでの審議内容のふり返し
- 3 議 事
  - ・答申に向けて
- 4 その他
- 5 閉 会

# 第7期第9回 川口市自治基本条例運用推進委員会

中央ふれあい館 特別会議室

H30・7・30 (月)

出入口

部長	課長	課長補佐	担当者	担当者	傍聴席
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

事務局

## ■出席委員（10名）

	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
内山委員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竹本委員
植木委員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	岡田委員
板橋委員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	森委員
稲川委員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	松本委員
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
田村委員			齋藤委員

※欠席・・・小林委員、高橋（淳）委員、高橋（直）委員

# 川口市市民投票条例について

平成30年7月30日(月)

## 1 川口市市民投票条例の概要

### 1 施行日

平成25年4月1日

### 2 目的

平成21年4月に施行された「川口市の憲法」である川口市自治基本条例では、「市民参加に関すること」、「協働に関すること」、「市民投票に関すること」については、内容が重要であることに加えて、定めるべき事項が多岐で詳細にわたっていることから、必要な事項を別の条例で定めることとしている。

このうち、「市民投票に関すること」については、間接民主制を補完し、市民の意向を的確に把握することを目的として、定められている。

## 2 策定までの経緯

年月	内容
平成21年4月	川口市自治基本条例施行
平成24年2月	川口市市民投票条例策定委員会設置
平成24年2月 ～12月	川口市市民投票条例策定委員会開催 (第1回～第10回)
平成24年11月	川口市市民投票条例素案についてパブリックコメントを実施
平成24年12月	川口市市民投票条例素案を市長へ答申
平成25年4月	川口市市民投票条例施行

## 3(1) 市民投票条例策定委員会(概要)

### 1 設置根拠

川口市市民投票条例策定委員会条例

### 2 設置日

平成24年2月14日

### 3 所掌業務

市長の諮問に応じ、条例に規定すべき事項その他条例案の策定に関し市長が必要と認める事項について調査審議する。

### 4 委員

(1) 委員数15人

(1) 委員は学識経験者、知識経験者、民間団体選出者、公募市民

### 3(2) 市民投票条例策定委員会(パブリックコメント)

#### 1 募集機関

平成24年11月1日～平成24年11月30日

#### 2 意見提出者数

6人

#### 3 意見件数

20件

### 4 市民投票条例(概要)

#### 1 市民投票の対象事項

本市の自治の実現に重大な影響を与える事項で、市民に直接、賛成又は反対を問う必要があるものが対象となる。

ただし、対象から除かれる事項もある。

#### 2 市民投票の請求及び投票ができる者

川口市議会議員及び市長の選挙の選挙権を持っている人。

#### 3 市民投票の請求方法

請求の権利を持つ者の総数の6分の1以上の署名を集めて請求

#### 4 市民投票の形式

賛成又は反対のどちらかを選ぶ二者択一の形式

#### 5 市民投票の結果

賛成又は反対のどちらかが過半数を超えた場合は、市長、議会等はその結果を尊重しなければならない。ただし、投票率が50パーセントに満たないときは不成立となる。その場合は開票作業も行われない。

## ○川口市市民投票条例

平成25年3月22日条例第10号

## 川口市市民投票条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第30条第3項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民投票に付することができる事項)

**第2条** 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項は、本市の自治（川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。）の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (4) 市内部の事務処理に関する事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項

(市民投票の請求等)

**第3条** 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において本市の選挙人名簿に登録されている者（以下「請求資格者」という。）は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

- 2 請求資格者のうち次に掲げる者は、前項の代表者となり、又は代表者であることができない。
  - (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方式等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。）第17条第4項の規定により公職選挙法第27条第1項の選挙権を有しない者である旨の表示をされている者を含む。）
  - (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- 3 第1項の代表者は、規則で定めるところにより、市長に対し、市民投票に付そうとする事項が前条各号のいずれにも該当しないことの確認を求めなければならない。
- 4 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半

数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

5 市長は、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。

6 市長は、第1項の規定による請求資格者からの請求（以下「市民請求」という。）があったとき、又は第4項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があった場合で、その請求の内容が前条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、市民投票を実施しなければならない。

7 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は自ら行った市民投票の発議（以下「市長発議」という。）により市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するものとする。

（市民投票の形式）

**第4条** 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

（投票資格者）

**第5条** 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項の規定により本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は電磁記録投票法第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しない。

（投票資格者名簿の調製等）

**第6条** 市長は、投票資格者について、規則で定めるところにより、投票資格者名簿を調製するものとする。

2 市長は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示をされている者（電磁記録投票法第17条第4項の規定により公職選挙法第27条第1項の選挙権を有しない者である旨の表示をされている者を含む。）は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

（市民投票の期日）

**第7条** 市長は、第3条第7項の規定による公表の日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの期間の範囲内において、市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 前項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他市長が特に必要と

認めるときは、投票日を前項に規定する期間の範囲内で変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定により投票日を変更したときは、これを公表するものとする。
- 4 市長は、投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。  
(投票所等)

**第8条** 投票所及び第12条第5項に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、規則で定めるところにより、市長の指定する場所に設ける。

- 2 市長は、投票所にあつては投票日の5日前までに、期日前投票所にあつては前条第4項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）にその場所を告示しなければならない。  
(投票資格者名簿の登録及び投票)

**第9条** 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、市民投票と同時に公職選挙法の規定に基づく選挙が行われた場合において、同法第42条第1項ただし書の規定により投票した者（その投票した日において市の区域内に住所を有している者に限る。）については、当該市民投票の投票をすることができる。

- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。  
(投票資格者でない者の投票)

**第10条** 投票の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。  
(投票所における投票)

**第11条** 市民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。  
(投票の方法)

**第12条** 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 投票人は、投票用紙の2つの選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。
- 3 前項及び次条第1項第6号の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、視覚に障害を有する投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。この場合において、点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に市



民投票に付された事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

5 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

**第13条** 前条第2項に規定する投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の2つの選択肢の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) ○の記号を自書しないもの
- (7) 白紙投票

2 前条第4項に規定する点字投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成又は反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 賛成又は反対を自書しないもの
- (7) 白紙投票

(情報の提供)

**第14条** 市長は、告示日から投票日の2日前までに、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容の趣旨及び第7条第4項に規定する告示の内容その他市民投票の実施に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。

2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容を記載した文書の写し及び市民請求若しくは議会請求又は市長発議により投票に付する事項に関する計画案その他行政上の資料を一般の縦覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

(投票運動)

**第15条** 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(開票所等)

**第16条** 開票所は、規則で定めるところにより、市長の指定する場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(市民投票の成立等)

**第17条** 市民投票は、規則で定めるところにより、1の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 市長は、前項の規定により市民投票が成立しなかったとき又は市民投票が成立し、投票総数、開票の結果その他規則で定める事項が確定したときは、規則で定めるところにより、直ちにこれを告示するとともに、市民請求又は議会請求に係る市民投票について、当該告示の内容を当該市民請求に係る代表者又は市の議会議長に通知しなければならない。

(市民投票の結果)

**第18条** 市民投票に付された事項について市民の賛否の意思は、有効投票総数の過半数をもって決し、これをもって市民投票の結果とする。

(結果の尊重)

**第19条** 市議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

**第20条** 投票時間、投票立会人、開票時間、開票立会人その他市民投票の投票及び開票に関する事項は、規則で定める。

(委任)

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

# 他市における住民投票の実施状況

○2013年12月 北本市における住民投票状況

## 住民投票の結果は「反対」多数

平成25年12月15日に行われた新駅建設の賛否を問う住民投票の結果は、下記のとおり「反対」多数となりました。

新駅建設について、住民投票の結果を受けて、今回の計画における新駅建設については白紙とし、今年度中に行うとしていたJR東日本への要望書の提出は行いません。

選択肢	得票数
「賛成」	8,353票
「反対」	26,804票

投票総数	35,322票
有効投票数	35,157票
無効投票数	165票
不受理・持帰り	0票
投票者総数	35,322票
投票率	62.34%

○2015年2月 所沢市における住民投票状況

### 狭山ヶ丘中学校・北中小学校にエアコンを設置します 住民投票結果への対応

#### ◆住民投票の経緯

平成26年11月「市内の小・中学校47校のうち、防音校舎29校に計画的にエアコンを設置することを求める住民投票」を求める署名が提出されました。これを受け、市議会は「賛否いずれかが投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長・市議会はその結果の重みを斟酌しなければならぬ」という内容を付け加え、その実施を決め、27年2月15日に住民投票が実施されました。

#### ◆住民投票の結果

投票資格者総数は278、248人、投票総数は87、763票で、投票率31・54%は住民投票としては国内でも低いものでした。開票結果は、設置に賛成が56、921票、反対は30、047票でした。

#### ◆投票結果に対する検討と対応

住民投票の結果と真正面から向き合い、市長部局および教育委員会で市としての検討を重ねました。その

際に、「大震災と原発事故をわがこととして受け止め自然との共生に生活をシフトしていくこと」「学校ではトイレの改修など優先せねばならない課題があること」「何より教育では人的な支援こそが重要であること」「教育以外の分野でも市民にとっての優先課題はたくさんあること」なども考慮しました。

その上で、「市民の総意はどこにあるか」を押し量り、現在そして将来の財政状況なども十分考慮しました。その結果、自衛隊機の騒音の影響が最も大きい狭山ヶ丘中学校・北中小学校にエアコンを設置することとしました。

今後は防衛省の補助金を活用し、28年度に狭山ヶ丘中学校のエアコン設置工事に取りかかれるよう手続きを進めていきます。その後、北中小学校についても設置に向けた手続きを進めます。

問 教育施設課 ☎299819235

○過去5年間の住民投票実施状況（全国）

年	月	自治体	争点	投票率	賛成	反対	その後の動き
2013	4	山口県 山陽小田野市	議員定数削減	45.5	—	—	●不成立・不開票
	5	東京都 小平市	都市計画道路計画の見直し	35.2	—	—	●不成立・不開票
	11	熊本県 和水町	学校建設費増額	28.9	—	—	●不成立・不開票
	12	埼玉県 北本市	JR高崎線の新駅建設	42.5	23.8	76.2	○計画白紙撤回
2014	8	三重県 伊賀市	市庁舎移転	42.5	—	—	●不成立・不開票
2015	2	埼玉県 所沢市	市立小中学校へのエアコン設置	31.5	65.4	34.5	○エアコン設置
		沖縄県 与那国町	陸上自衛隊配備	85.7	58.7	41.3	○配備
	4	滋賀県 高島市	市庁舎新築	67.9	31.9	68.1	○改修に方針転換
		長崎県 壱岐市	市庁舎新築	63.7	32.3	67.7	○新築断念
	5	大阪府 大阪市	大阪都構想	66.8	49.6	50.4	○都構想中止
		愛知県 新城市	市庁舎新築	56.2	32.3	67.7	△当初案縮小
	8	茨城県 つくば市	総合運動公園建設	47.3	32.3	67.7	○計画白紙撤回
10	愛知県 小牧市	ツタヤ図書館建設	50.4	43.5	56.4	○契約解消	
2016	3	山梨県 南アルプス市	市庁舎新築	49.9	43.9	56.1	○現庁舎増築へ
	10	熊本県 和水町	中学校校舎新築	57.8	43.7	54.6	○改修へ
	11	愛知県 高浜市	公民館取り壊し	36.7	—	—	●不成立・不開票
2017	2	石川県 輪島市	産廃処理施設建設	42.0	—	—	●不成立・不開票
	10	茨城県 神栖市	防災アリーナ建設の見直し	33.4	54.3	45.1	△新市長が規模縮小を模索するも難航
	11	滋賀県 野洲市	市民病院建設	48.5	—	—	●不成立・不開票

○常設型住民投票条例制定自治体一覧（平成26年2月現在）

出典：自治総研通巻429号 2014年7月号

No.	自治体名	住基人口	条例公布年月日
1	北海道稚内市	37,519	平成20年3月21日
2	北海道芦別市	16,196	平成20年6月20日
3	北海道北広島市	60,044	平成21年2月26日
4	北海道増毛町	5,063	平成16年12月22日
5	北海道美幌町	21,125	平成24年3月21日
6	北海道遠軽町	21,776	平成19年3月12日
7	岩手県宮古市	57,575	平成20年6月27日
8	岩手県奥州市	124,235	平成21年9月14日
9	岩手県滝沢村	54,710	平成22年3月19日
10	岩手県西和賀町	6,542	平成23年12月15日
11	群馬県桐生市	121,151	平成15年7月1日
12	埼玉県川口市	581,170	平成25年3月22日
13	埼玉県八潮市	84,297	平成23年12月20日
14	埼玉県富士見市	107,990	平成14年12月20日
15	埼玉県坂戸市	100,842	平成16年3月25日
16	埼玉県白岡市	50,970	平成25年10月1日
17	埼玉県鳩山町	14,857	平成16年12月17日
18	埼玉県美里町	11,695	平成15年3月25日
19	埼玉県上里町	31,700	平成15年1月22日
20	千葉県野田市	156,725	平成23年6月29日
21	千葉県我孫子市	133,923	平成16年3月30日
22	東京都小金井市	116,445	平成21年3月16日
23	神奈川県川崎市	1,425,472	平成20年6月24日
24	神奈川県逗子市	60,271	平成18年3月3日
25	神奈川県厚木市	224,624	平成24年12月25日
26	神奈川県大和市	231,822	平成18年3月30日
27	新潟県上越市	202,312	平成21年3月27日
28	石川県輪島市	30,123	平成19年12月14日
29	石川県羽咋市	23,311	平成22年12月24日
30	石川県宝達清水町	14,462	平成17年3月1日
31	長野県小諸市	43,738	平成22年12月27日
32	長野県木曾町	12,419	平成21年3月31日
33	岐阜県多治見市	115,178	平成21年12月25日
34	静岡県南伊豆町	9,139	平成16年9月21日
35	愛知県高浜市	45,990	平成14年7月9日
36	愛知県日進市	85,419	平成24年7月2日
37	三重県名張市	81,760	平成17年12月26日
38	滋賀県草津市	126,032	平成24年12月27日
39	滋賀県野洲市	50,836	平成21年12月22日
40	大阪府岸和田市	201,467	平成17年6月26日
41	大阪府豊中市	397,334	平成20年4月1日
42	大阪府大東市	125,150	平成17年12月26日
43	鳥取県	588,508	平成25年3月26日
44	鳥取県北栄町	15,755	平成20年3月25日
45	鳥取県日吉津村	3,468	平成24年3月21日
46	広島県広島市	1,180,176	平成15年3月20日
47	広島県大竹市	28,448	平成15年12月26日
48	山口県防府市	117,897	平成18年10月5日
49	山口県山陽小野田市	65,275	平成18年3月29日
50	愛媛県四国中央市	92,130	平成21年3月26日
51	高知県東洋町	2,941	平成19年6月26日
52	福岡県嘉麻市	42,444	平成22年12月28日
53	大分県白杵市	41,843	平成19年6月22日

※ 住基人口 平成25年3月31日現在 色付 10万人以上

## これまでの審議内容の振り返り

資料 2

委 員 会	第1回委員会
開 催 日	平成27年12月22日(火)
開 催 時 間	18:30～19:30
開 催 場 所	中央ふれあい館特別会議室
議 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例について</li> <li>・諮問内容の説明について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
会 議 内 容	<p>・「自治基本条例について」、齋藤委員長より概要説明 自治基本条例には様々な定義があるが、条例の意義として、第一に、住民自治の拡大と地域の個性の醸成が考えられる。また、条例制定の効果として期待されるのは、市民の市政への参加の機会拡大、意思決定への関与ができることである。</p> <p>自治基本条例の特徴として、大きく分類すると、各自治体の個性や理念などを掲げた「理念型」、参加、協働、情報公開、住民投票の仕組みを明示した「住民自治拡充型」、具体的な政策の分野や方向性を明示した「政策指針型」になる。本市をはじめ県内の多くの自治体は、理念型と住民自治拡充型の統合型である。</p> <p>・「諮問内容の説明について」、事務局より説明 第7期委員会においては、「自治基本条例の見直しの要否について」の諮問を受けたが、1年半ほど前に、第6期委員会として、「条例の条文そのものには特段改正する条項は無い」という答申が出されたことから、現時点では改正の検討は急務ではないと判断している。また、今後、見直しが必要と判断された場合には、見直し案を含め答申することとする。</p> <p>・「今後の進め方について」、事務局より説明 諮問内容は検討が急務なものではなく、答申期限までの4年間という長い時間をかけて判断いただくものであることから、自治基本条例を新たな視点から、じっくりと議論していただきたい。</p>
会議の中で出された質疑・意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4年という長い期間があるので、じっくりと条例を読み込みたい。</li> <li>・条例について、予習や復習を各自で勉強するだけでなく、様々な立場の方から意見を集約することや、知見を共有することも大事であると考え。</li> </ul>

## これまでの審議内容のふり返し

委 員 会	第2回委員会
開 催 日	平成28年5月27日(金)
開 催 時 間	18:30~19:42
開 催 場 所	キュポ・ラ会議室2・3号
議 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市自治基本条例の策定経緯について</li> <li>・川口市自治基本条例運用推進委員会の成果について</li> </ul>
会 議 内 容	<p>・「川口市自治基本条例の策定経緯について」、事務局より説明 自治基本条例を策定した理由として、大きく2つ挙げられる。1つ目の理由として、地方分権の進展の中で、地域のことは地域で決めるという「自己決定・自己責任」のもとで、地域の実情にあった独自のまちづくりを行う必要性が増したことで、自治体の条例や施策のよりどころが必要となり、「自立した自治体運営の根拠」として、自治基本条例が必要となったとのこと。また、2つ目の理由として、行政への市民参加や、NPOと行政との協働によるまちづくりの仕組みが必要となる中、市民の多様な価値観を市政に反映させるための仕組みづくりが必要となり、市民自らが、市政に参加する仕組みを整備することで、市政への市民参加、市と市民、また、市民同士の協働の仕組みとしての自治基本条例が必要となったとのこと。</p> <p>・「川口市自治基本条例運用推進委員会の成果について」、事務局より説明 本委員会は、平成21年12月に市長から「川口市自治基本条例の運用及び啓発について」の諮問をうけ、委員会においてテーマを設定し、平成22年は「情報公開・行政手続・行政組織」を、平成23年は「市の町会・自治会関連施策」、「町会・自治会の自主運営」を、平成24年は「危機管理」をテーマとして審議し、毎年答申をしてきた。また、平成24年には「自治基本条例の見直しの可否について」、「自治基本条例運用推進委員会の在り方について」の諮問がされ、26年に、それぞれ「条例見直しの箇所なし」、「同一メンバーによる長期的な審議が必要とのことから、委員の任期を2年から4年に改めるべき」との答申をした。 なお、本委員会の所掌事務として「運用と啓発」、「検証」などが盛り込まれているが、これは自治体としては少数派であり、さらに、本市の場合は、「条例を見守る」という役割を本委員会に持たせることで設置されたと思われる。</p>
会議の中で出された質疑・意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前の3つの答申が出されたことによって何が変わったのか ⇒3つの答申で各年度に委員会が掲げたテーマは、市の施策に対する具体的な提案を盛り込んでおり、情報公開であれば情報公開制度に関する提案、危機管理であれば危機管理に対する市が行うべき施策などをいくつか提案したものとなっている。</li> <li>・これまで本条例の認知度を上げることの必要性について検討した経緯もあるが、今一度、自治基本条例とは何か、ということと、自治基本条例の運用や見守りの在り方について考えるタイミングなのかもしれない。</li> <li>・策定当時と比べ、時代背景が変わってきている印象がある。その意味ではもう一度改めて考えても良い時期なのかもしれない。</li> </ul>

## これまでの審議内容のふり返り

委 員 会	第3回委員会
開 催 日	平成28年7月29日(金)
開 催 時 間	18:30~20:35
開 催 場 所	キュポ・ラ会議室2・3号
議 事	・川口市自治基本条例の改正の要否について
会 議 内 容	<p>・「川口市自治基本条例の改正の要否について」、委員長進行により各委員から意見を求める          ※普段感じている課題・疑問点などから、率直な思いを述べてもら</p>
会議の中で出された質疑・意見	<p>①市民が問題や課題に出くわしたとき、それらの意見を受け付けるようなところが必要であり、さらにそれを市民に周知する必要がある。</p> <p>②外国人に課税される税金がどうなっているのかわからない。</p> <p>③民生委員の担い手不足だと感じる。民生のあり方そのものを考えなくてはならない時期にきている。民生委員に代わる新たな市独自の仕組みの構築が必要である。</p> <p>④市政というものを遠く感じる。市政に関する情報を市民や町会などへPRすることが必要である。</p> <p>⑤新たに川口市に来る住民を取り込んで一緒に活動していくことが必要である。</p> <p>⑥町会への加入率が昔に比べ低くなってきている。市民同士、町会同士のつながりができればよい。</p> <p>⑦自治基本条例に定義される「市民」は納税の有無にかかわらず広く定義されている。市民の「権利」と「義務」のバランスをもう一度考える必要がある。</p> <p>⑧川口市は人口の流出入が激しく、市に愛着を持つことや市政に参加をお願いするのは難しい。まずは、互助の仕組みをつくり、次第に町会活動や市政への参加につなげることが必要である。</p> <p>⑨自助、共助、公助といわれる中で、町会活動はまさに共助の中心的役割を担うものである。町会活動に参加してもらうことがまずは必要である。</p> <p>⑩相談窓口がわからない。市民が困ったときに、まずはどこへ相談すればよいのかわからないことが課題である。</p> <p>⑪マンション住民が増えた結果、町会活動への参加率が低下してきている。また、様々な問題に遭遇したときに、まずはどこに相談したらよいかかわからない。</p> <p>⑫活動が活発な町会とそうでない町会との、温度差がある。担い手がないことにはどうしようもない。</p> <p>⑬本委員会の役割が、市民からの相談、意見を初動的にきくような役割を担うものであるならば定期的開催する意味も出てくる。</p> <p>⑭条例中の市民の「定義」について、「権利」は記載されているが、義務が記載されていない。</p> <p>⑮条例中の市民の「定義」において、税金を納めている市民のみならず、企業や外国人なども含めて市民としているのは、議論の余地があると思われる。</p> <p>⑯市民の「義務」について明記されていないのは、地方が積極的に自治を実現するためにつくった条例であるならば、やや意思表示が弱いと感じる。</p>



## これまでの審議内容のふり返し

委 員 会	第4回委員会
開 催 日	平成28年11月15日(火)
開 催 時 間	18:30～19:50
開 催 場 所	キュポ・ラ会議室2・3号
議 事	・第5次川口市総合計画について
会 議 内 容	<p>・議題に基づき事務局より説明</p> <p>一般的に総合計画とは、行政運営の総合的な指針となる計画であり、自治体のすべての計画の基本となる計画、最上位計画として、都市づくりのビジョンを掲げて、行政と市民が共通の将来への目標に向かって都市づくりをするための計画である。市民も行政も目指すべき目標を理解し、そこに向かって人材やモノ、お金を投入すれば効率も成果も上がる。そのための総合計画である。</p> <p>この総合計画に基づいて福祉計画や教育計画などの各分野の個別計画が作られており、各個別計画においては、最上位計画である総合計画の主旨から外れることのないよう計画を立てる必要がある。総合計画は自治体の中・長期を見据えた、都市づくりのビジョンであり、本市が目指す将来像と将来の目標を明らかにした基本構想が、市民の代表である議会において議決されている。</p> <p>川口市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造をとっている。基本構想は、計画期間における自治体のめざす将来像と将来の目標を明らかにしたもの、施策の大綱となるものである。基本計画は、基本構想を実現するために必要な基本的な施策とその目標を体系的に明らかにしたものである。実施計画は、基本計画に基づいて、具体的な事業内容や実施時期、その目標を明らかにしたものである。</p> <p>第5次総合計画は、平成23年度に鳩ヶ谷市と合併し、また、平成30年度に中核市移行を目指すことを表明したことなどを受け、第4次計画の計画期間中であったが、策定にいたったものである。基本構想の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間、基本計画は前期・後期各5年間、実施計画は3年先を見据えて毎年見直しを行うものである。</p> <p>このほか、資料に基づき、基本理念、基本計画について説明</p>
会議の中で出された質疑・意見	<p>・自治基本条例と総合計画の位置関係、係わり合いはどうなっているのか。</p> <p>⇒自治基本条例の主旨を最大限尊重すべき理念として総合計画に反映させている。</p>

## これまでの審議内容のふり返り

委 員 会	第5回委員会
開 催 日	平成29年2月23日(木)
開 催 時 間	18:30～19:45
開 催 場 所	キュポ・ラ会議室3号
議 事	・自治基本条例の趣旨を反映した市の取り組みについて
会 議 内 容	<p>・議題に基づき事務局より説明</p> <p>自治基本条例の趣旨が、具体的に市のどのような事業に反映されているのか。</p> <p>第1条から第3条については、「目的」や「定義」、「市民の役割」を規定しているものであり、具体的な事業があるわけではない。</p> <p>第4条「市の役割」も、市政運営全般の話となる。</p> <p>第5条「市民と市の協働」は、主に協働に関する内容であり、協働推進条例を所管している協働推進課が取り組んでいる。ボランティア見本市や「まちはみんなでつくるものフォーラム」といった事業がある。</p> <p>第6条「危機管理」は、地域防災計画を所管している防災課が取り組んでいる。住民を対象とした総合防災訓練、職員を対象とした災害対策本部設置訓練などを実施している。</p> <p>第7条「市民の市政参加に関する権利」は、市民参加条例や、情報公開・個人情報保護制度を所管している行政管理課が取り組んでいる。市政に関する重要な事項を実施する場合には、パブリックコメントや附属機関等の市民公募による市民からの意見の聴取、市政に対して意見があるときは、市長への手紙等によって意見をいただいている。</p> <p>第8条「市民の互助」、第9条「地縁による団体及び市民団体による活動」、第10条「事業者の役割」は、基本的に市民や事業者が自発的に行うものであるが、それをサポートするものとして、自治振興課において、自治活動・コミュニティ作りの推進に取り組んでいる。</p> <p>第11条「市民の意思の反映」、第12条「情報の公開及び提供」は、市政に関する情報の提供として、広報紙の配布を行っている。</p> <p>第13条「個人情報の保護」、第14条「公平かつ誠実な市政の運営」は、市政運営の大前提として、すべての取り組みの根本となっている。</p> <p>第15条「議会及び議員の役割及び責務」、第16条「開かれた議会」については、本市議会は議員42名で構成されており、予算や条例などをはじめ、各種議案について市民の意見を十分に反映して議決している。</p> <p>第17条「市長の役割及び責務」から第24条「職員の責務」は、市政全般にわたる基本姿勢や行政組織について規定している。</p> <p>第25条「財政運営等」においては、本市では市税等徴収に力点を置いた自主財源の確保、交付税措置のある市債の活用、基金を活用し、単なる借金となる市債は、使わないなど市債残高に配慮した予算編成を行っている。</p> <p>第26条「行政評価」については、市の事務事業に対して事務事業評価や外部評価を実施し、業務の運営・執行の仕方、執行率の問題等を評価している。</p> <p>第27条「監査」については、市長から独立した執行機関である監査委員が監査を実施している。</p> <p>第28条「公平かつ誠実な行政運営の確保」については、市で設置する第3者的救済機関で、市政に関する苦情申し立てを公正・中立に調査して、簡易、迅速に処理する機関である市政オンブズマンなどを必要に応じて設置できることを規定したものである。</p> <p>第29「公益通報」については、法令違反行為を通報した場合に、市民又は職員等の通報者が不利益な扱いを受けないことなどを規定するものである。</p> <p>第30条「市民投票」は、市民、議会、市長のいずれも発議することができ、市民は議会と市長に対し実施を請求することができると規定されているが、川口市ではこれまで事例は無い。</p>

## これまでの審議内容のふり返し

	<p>第31条「国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流」については、現在、立地特性を活かして活力ある圏域をつくりあげるために、本市と草加市、蕨市、戸田市で、埼玉県南4市まちづくり協議会を設置し、広域的な連携に取り組んでいる。</p> <p>第32条「最高規範」、第33条「運用推進委員会」については、本市の最高規範である自治基本条例の市政への反映と本条例の運用状況及び改善のための提言を行うための運用推進委員会の設置について規定している。</p>
<p>会議の中で出された質疑・意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6条にかかわり、危機管理への対応として、昼間の災害対応に中学生の力を借りるという取り組みは、動ける大人がいないという都市部の最大の弱点への対策であると考え。</li> <li>・第9条にかかわり、町会相談員が担当している町会、自治会はきちんと把握できているのか。 ⇒町会相談員には任命書を交付し、きちんと把握できている。</li> <li>・第12条にかかわり、広報紙はその性質上、行政から市民へ一方通行のように感じるが、自治基本条例第7条との関係で、コミュニケーション・ツールとして活用していくことも考えられるのではないか。</li> <li>・第15条、第16条にかかわり、自治基本条例の制定を受け、議会で意識して取り組まれた事例はあるのか。 ⇒インターネット中継を導入することで、本会議のライブ配信や、過去の本会議の様子を録画配信により視聴できるようにした。</li> <li>・自治基本条例に関する職員研修は行っているのか。 ⇒新規採用職員及び主任になる前の2～4年目の職員を中心に研修を行っている。</li> <li>・パブリックコメントについて、いただいた意見を反映した事例を公表しているのか。 ⇒市ホームページで公表している。</li> </ul>

## これまでの審議内容のふり返し

委 員 会	第6回委員会
開 催 日	平成29年5月16日(火)
開 催 時 間	18:30~19:50
開 催 場 所	中央ふれあい館2階特別会議室
議 事	・これまでの審議内容の確認とまとめについて
会 議 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料に基づきこれまでの審議内容について事務局より報告</li> <li>第1回 川口市自治基本条例の概要及び諮問内容について</li> <li>第2回 川口市自治基本条例の策定経緯及び川口市自治基本条例運用推進委員会の成果について</li> <li>第3回 川口市自治基本条例の改正の可否について</li> <li>第4回 第5次川口市総合計画について</li> <li>第5回 自治基本条例の趣旨を反映した市の取り組みについて</li> </ul>
会議の中で出された質疑・意見	<p>①時代の変化とともに適合するかどうか見定めなければならないが、今のところ条文の見直しは必要ないとする。市としては自治基本条例に則り施策を行っているが、市民は条例を知らなくても生活できる。</p> <p>②自治基本条例の趣旨について、総論的なものであり、あえて変更する必要もない。市民への周知について、直接的に身に降りかかるものでなく、普段意識しなくてもいいものであり、そういう存在でいいのではないか。何かあったときに立ち返り、よりどころになればいいのではないか。</p> <p>③市民よりも、市職員に直接的な影響があるように感じた。</p> <p>④これまでの委員会の中で、条例の内容について勉強できたが、まだ見直しの可否については判断できない。</p> <p>⑤現時点で見直しの必要はないと思う。答申期限まであと2年あるので、じっくり時間をかけて答申を出せばいいのではないか。</p> <p>⑥認知度を上げることは諮問されていない。現時点では見直しの必要はないと思うが、今後じっくり検討すればいいのではないか。</p> <p>⑦自治基本条例は市民が幸せに暮らすためのものであり、市の事業は税金で成り立っていることを鑑みると、本条例に権利が記載されているならば、義務も記載するものではないか。</p> <p>⑧本条例は、策定時に市民の権利を中心に考えられており、市に対して責務を負わせるように策定している。</p> <p>⑨本条例第1条に「市民の役割及び権利、市の役割及び責務」との表現があるが、策定当時、市民にも責務があるのではないかとの議論もあったが、第3条に「自治の主体としての自覚を持ち」と記載しており、ここに納税の義務の意味も持たせている。</p>

## これまでの審議内容のふり返し

委 員 会	第7回委員会
開 催 日	平成29年10月5日(木)
開 催 時 間	18:30～19:45
開 催 場 所	中央ふれあい館2階特別会議室
議 事	・川口市協働推進条例について
会 議 内 容	<p>・川口市協働推進課職員より説明</p> <p>本条例は、多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めた条例となっている。また、川口市自治基本条例に定める「自治の実現」のために、①協働の基本理念、②協働を推進するための原則、③市民等及び市の役割などを定めており、協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的としている。</p> <p>本条例の特徴としては、理念条例となっており、協働事業の選定、協働契約、支援申請などの手続きは定めていない。また、市内にはマンションが多数建っていることから、対象の市民である「地縁」にマンション管理組合も想定している。</p> <p>施行は平成24年4月であるが、それより以前、平成19年から川口市市民活動と行政との協働推進懇談会が開催されており、条例策定前から協働について話し合いがなされ、市民活動と行政との協働のあり方や施策、仕組みについて意見を聞くことを目的に開催していた。</p> <p>また、本条例中に規定されている協働推進委員会では、これまで、川口市における協働の総合的な推進について等、4回諮問が出され、それぞれ答申をし、さらに、本条例に基づいた関連施策を実施してきている。</p> <p>主な施策として、次世代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に実施している青少年ボランティア育成事業や本市に登録されているボランティア団体の活動紹介など、多くの市民の方にボランティアへの関心を高めてもらうことを目的としたボランティア見本市・広場、さらに、まちづくりや社会貢献活動に顕著な実績を残す方や大学の教授等を講師とした「まちはみんなでつくるものフォーラム」などを開催し、協働に必要なコミュニティやボランティア、多文化共生、男女共同参画の考え方を広く市民に啓発している。</p>
会議の中で出された質疑・意見	<p>・本条例について、市民への認知度は把握しているのか。</p> <p>⇒把握はしていないが、フォーラムの開催やホームページでの発信など、啓発活動を行っている。</p> <p>・協働を進める上で、指標、確認項目などはあるのか。</p> <p>⇒指標は定めていない、今の状況において、協働する社会がまだまだ必要であろうという共通認識の中で、市民意識の啓発、職員意識の醸成、情報発信、環境整備などについて、さらに上を目指していけるよう審議を進めている状況である。</p> <p>・川口市は地縁団体ということで自治会、町内会が強い地域だと伺っているが、ネットワークの作り方もいろいろあるように感じる。協働条例に関しては、活動が積極的に行われているので、条例の認知度を上げることはあまり必要がないと感じる。条例があることによりどのようなことができるか、今のところはっきりしないが、繋がりが活動が中心となっており、大切なことであると感じた。</p> <p>・自治基本条例においても、協働推進条例においても、もともとあるボランティア活動や盛人大学事業を早くからやってきているなどの素地をベースに条例の体系が作られている。それはあながち間違いではなく、実情にあった仕組みが制度で整理されたのではないかと感じた。</p> <p>・条例があることによりどのようなことができるのか、今のところはっきりしないが、繋がりが活動が中心となっており、大切なことであると感じた。</p>

## これまでの審議内容のふり返し

委 員 会	第8回委員会
開 催 日	平成30年2月6日(火)
開 催 時 間	18:30～19:30
開 催 場 所	中央ふれあい館2階特別会議室
議 事	・川口市市民参加条例について
会 議 内 容	<p>・川口市行政管理課職員より説明</p> <p>本条例は、市民の市政への参加のための基本的な事項を定めた条例であり、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障することで、市政の主権者である市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的としている。</p> <p>施行は平成24年4月であるが、それ以前にも、パブリックコメント手続きや審議会等の会議公開に関する事などについては、個別の要綱に基づいて運用されていたが、条例として定めたことで、市政への参加に関する仕組みが公表されることとなり、市民の方々にとってわかりやすく、利用しやすいものになったと考えている。また、執行機関についても、このような手続きが必要なものであるということ、改めて意識させるという効果もあったと感じている。また、本条例に基づき、市民参加の予定や行われた市民参加の結果については、毎年度、公表することとなった。</p> <p>本条例で定義される「市民参加」とは、「市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加すること」とされており、市民参加は「意見聴取」及び「意見提出」により行うとされている。</p> <p>「意見聴取」とは、本条例第6条の中に規定されているものであり、意見聴取を行わなければならない場合として、市における基本方針を定める場合や市民生活に重大な影響を与えるもの、市民に義務を付したり、権利を制限するような場合に意見聴取を行う必要がある。また、意見聴取の手段として、パブリックコメント手続、説明会又は懇談会、アンケート調査、附属機関の会議等、その他効果的な方法という手法を定めている。</p> <p>また、「意見提出」とは、「意見聴取」によらない市民参加の手段であり、市長への手紙や各課への直接的な要望を行うものである。意見提出があった場合には、市は誠実に回答するよう努めなければならない、さらに、これに対する考え及び対応の結果を公表する必要がある。</p>
会議の中で出された質疑・意見	<p>・意見聴取について、毎年必ず行っているものはあるのか。</p> <p>⇒計画に対するアンケート等は、数年毎に定期的に行うようなものがある。公募委員が参加している審議会は定期的に会議を開催している。</p> <p>・意見提出の件数について、市民参加条例の効果が出てきていると考えてよいのか。</p> <p>⇒市民から意見を聴くという仕組みは整備されてきていると考える。</p> <p>・意見と苦情の区別について、どのような対応をとっているのか。</p> <p>⇒意見の取り扱いは、事業担当課が事業の目的や意味に照らして判断している。苦情であるから意見ではないというスタンスではなく、苦情であっても、事業や計画に対してのものであれば意味のある意見であると考えている。</p> <p>・意見提出の件数について、単純な合計ではなく、処理の類型に応じた統計はないのか。</p> <p>⇒類型に応じた数字は作成していない。</p>

## これまでの審議内容のふり返り

会議の中で出された質疑・意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・出された意見をデータベース化していけば、自ずとどのように対応するのか導き出されるのではないか。個々の類型ごとにどのような事案で、どのような回答をしたのか把握していれば、事務処理の効率化が図れるのではないか。 ⇒各担当課によっては分類をしているところもあるかもしれない。</li><li>・意見聴取の方法として附属機関等の会議は、会議の性質、専門性等に照らし合わせた場合、市民参加条例における意見聴取としての分類にそぐわないのではないか。</li><li>・自治基本条例に基づき、個別条例として市民参加条例が策定され、執行機関がやるべきことを明確にしたため、策定前よりは明らかにわかりやすくなり、管理をする体制が整備された。参加を保障しようという姿勢も感じられる。</li><li>・意見提出として受け付けたものを情報提供ということで公表しているとのことであるが、川口駅前オーロラビジョンで紹介するなど反映していければ、意見提出したものにも張り合いが出るように感じる。</li></ul>
----------------	--

「第 6 期自治基本条例運用  
推進委員会の答申（写し）」

平成 26 年 7 月 14 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市自治基本条例運用推進委員会  
委員長 齋藤 友之川口市自治基本条例の見直しの可否について・川口市自治基本条例運用推進委員会の在り方  
について  
(平成 26 年答申)

平成 24 年 12 月 26 日付 川総政発第 44 号をもって諮問を受けた、川口市自治基本条例の見直しの可否について、及び川口市自治基本条例運用推進委員会の在り方について審議した結果を、下記のとおり答申いたします。

## 一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会（以下、本委員会という。）は、川口市自治基本条例（平成 21 年 4 月 1 日施行。以下、自治基本条例という。）の見直しの可否、本委員会の在り方についての 2 つの諮問事項について、平成 24 年 12 月 26 日から現在まで、13 回にわたり委員会を開催し、調査・審議したうえで以下のような結論を得ました。

## 二 自治基本条例の見直しの可否について

自治基本条例は、条例の制定までに 240 回という会議を重ね、多くの市民の参加を得て策定したものであり、その理解を深めるため、条例策定に携わった学識者と公募市民の元策定委員、さらに当時の事務局担当職員の計 3 名をゲストスピーカーとして招き、策定のプロセス及び審議内容を確認したうえで議論した結果、現時点では条文について見直しの必要はないとの結論を得ました。

その主な理由としては、自治基本条例で別に定めるとしていた市民参加及び市民との協働に関する個別条例が平成 24 年 4 月に、市民投票に関する個別条例が平成 25 年 4 月にそれぞれ制定され、自治基本条例の体系がすべて整った運用としてはまだ日が浅いこと、自治基本条例の条文そのものには特段改正する条項はないこと、が挙げられました。



### 三 本委員会の在り方について

本委員会の在り方については、当初、役割が明確ではないという意見を受けての議論の中で、川口市自治基本条例運用推進委員会条例（以下、委員会条例という。）第2条に列挙されている所掌事務そのものが諮問されたため論点や着地点が見出しにくいという意見や、諮問事項以外にも独自の提案等ができないかといった意見をはじめ、多くの意見が出されました。

しかし、議論が進むうちに、委員会条例第2条に列挙されている所掌事務を変更する必要は特段ないことが確認され、まずは、1年ごとに委員の半数が入れ替わる制度を改めることや、答申するまでの期間、会議の頻度といった本委員会の運営の仕方を整えることにより、本委員会での議論が深まるようにすることが重要であるとの考えに至りました。

その結果、以下のような結論を得ました。

#### ●委員会の形式について

1年ごとに委員の半数が入れ替わる制度については、1年かけて議論し、方向付けたことを新たな委員が理解するのに時間がかかり、実質的な審議に加わりにくいなどのデメリットが大きいため、本委員会で議論を深めるうえで障壁となっています。そこで、この障壁を取り除き、より深い議論をするためには、委員会の形式として、委員全員の就任時期をそろえるべきである、と考えます。

#### ●委員の任期について

次に、今回の諮問のような条例の見直しの可否を検討するためには、自治基本条例が理想的な性質を持つものであることから、その評価には一定の運用期間が必要であると考えます。そのため、じっくりと充実した議論の必要性、諮問及び会議運営の柔軟性を確保する観点、さらには、市長及び議員の任期が4年であることも踏まえ、委員の任期を4年とすることが妥当と考えます。

以上の点から、本委員会の在り方についての改善を図るため、委員会条例第5条第1項「委員の任期は、2年とし、1年ごとにその半数を改嘱する。」を「委員の任期は4年とする。」に改正することを提案します。

### 四 おわりに

本委員会の在り方の議論において、例えば、自治基本条例の市民への周知ということの本委員会の主たる役割としてはどうかとの意見や、諮問事項に関連ない派生する諸課題を本委員会が自ら見出し、それについて提言することができるように本委員会の役割・機能を拡充することが適当ではないかとの意見等も出されました。

これらは、市民目線からの自治基本条例の運用推進を図る上で本委員会の在り方にかかわる重要な意見ですので、それらの意見も踏まえつつ、本委員会として今後議論を進めて参ります。

以上

## ◎第7期自治基本条例運用推進委員会 今後のスケジュールについて（予定）

## 平成30年度

- ・第9回 平成30年7月30日（月）  
内容：川口市市民投票条例について概要説明  
これまでの審議内容のふり返しについて  
答申作成に向けて、資料を配付・検討
- ・第10回 10月13日（土）  
内容：第9回で配付した資料をもとに、条例見直しの要否の判断  
ワークシートの意見集約の報告  
答申素案の提示・検討
- ・第11回 12月27日（木）  
内容：第10回で提示した答申素案に対して出された意見をもとに、再度、  
答申素案を提示・検討（※第10回の進捗状況により変更あり）
- ・第12回 平成31年2月7日（木）  
内容：第11回で検討された答申素案をもとに、答申素案を提示・検討

## 平成31年度

- ・第13回 平成31年5月  
内容：第12回で検討された答申素案をもとに、答申の確定
- ・7月 **市長に答申**  
※条例改正の必要があれば、9月議会にて条例改正議案を提出し、10月から改正条例を施行させる。）
- ・第14回 10月  
内容：第7期委員会のふり返し・第8期への申し送り事項の検討・確認
- ※10月頃 **来期委員会のため公募委員募集、学識者、関係団体から推薦**
- ・第15回 11月  
内容：来期の委員会への申し送り事項の確定

## ※11月末 第7期委員任期満了

# 答申作成に向けたワークシート

【諮問事項】 川口市自治基本条例の見直しの要否について

当委員会では発足時より、様々な視点から本条例について検証及び議論を重ね、途中、第6回委員会時点において、見直しの必要はないとのご意見を皆様からいただきました。

その上で、第7回、第8回委員会において、自治基本条例に基づいて策定された「川口市協働推進条例」及び「川口市市民参加条例」について、それぞれ概要を説明し、市として適正に運用している旨、報告させていただきました。

これらを踏まえ、条例見直しの要否の考え方について、ご記入ください。

条例見直し

要

否

見直すべき箇所とその理由

その理由

自由記述欄

--